

届出製造・修理・販売事業の廃止に必要な書類等

令和 6 年 3 月
宮城県計量検定所

1 本社、工場、事業所、営業所等での届出事業を全て廃止する

(1) 「事業廃止届」(計量法施行規則「様式第7」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

2 本社等での届出事業は継続するが、特定の工場、事業所、営業所等の届出事業を一部廃止する

(1) 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使用します

※なお、届出者の住所を記載した「返信用封筒」及び「所要額の郵便切手」も提出(同封)してください。これは、事業廃止届1部又は届出書記載事項変更届1部を届出者に返送する際に使用するものです。